

子ども・子育て支援新制度の概要

平成25年11月22日

(1) 子ども・子育て支援新制度とは

- 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律(子ども・子育て関連3法(平成24年8月22日公布))に基づく新たな制度を『子ども・子育て新制度』と呼んでいる。
- 子ども・子育て関連3法は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律で、次の3つの法律で構成されている。

【子ども・子育て関連3法】

法律の名称	法律の主なポイント
<p>1 子ども・子育て支援法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 子ども・子育ての基本理念、各主体の責務等を規定 ② 子ども・子育て支援給付の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当、施設型給付、地域型保育給付を規定 ・子ども・子育て支援給付の支給認定 ③ 教育・保育施設及び地域型保育事業者の確認 ④ 地域子ども・子育て支援事業を規定 ⑤ 子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付け ⑥ 子ども・子育て会議の設置に関する努力義務
<p>2 認定こども園法</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実 ② 幼保連携型認定こども園 <ul style="list-style-type: none"> ・教育基本法第6条に基づく学校であることを明示した。 ・設置主体は国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人とする(株式会社は不可)。
<p>3 整備法</p> <p>子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童福祉法など所要の改正 ② 国の所管等に関する所要の改正

(2) 子ども・子育て支援新制度の目的

新制度は、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的にした取り組みである。



子ども・子育て支援新制度 ～3つの柱～

課題：親の働く状況の違いに関わらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられることが望まれている。



質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供（認定こども園の普及）

☆「認定こども園」の設置手続きの簡素化や税制支援の充実・強化などにより普及を図る。

《認定こども園の主なメリット》

- ・保護者が働いているいないに関わらず利用できる。
- ・保護者の就労状況が変化しても継続して利用できる。
- ・地域の子育て世帯のために、「子育て相談」「子育て広場」などの子育て支援を実施する。

課題：核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下している。

地域のニーズに合わせた子育て支援の一層の充実

☆全ての家庭を対象にした多様な子育て支援を充実させるため、国が財政支援を強化する。

《子育て支援の例》

- ・子育て広場の設置数の増加
- ・一時預かりの実施場所や受入人数の増加
- ・放課後児童クラブの増加(対象を小学校6年生まで拡大)

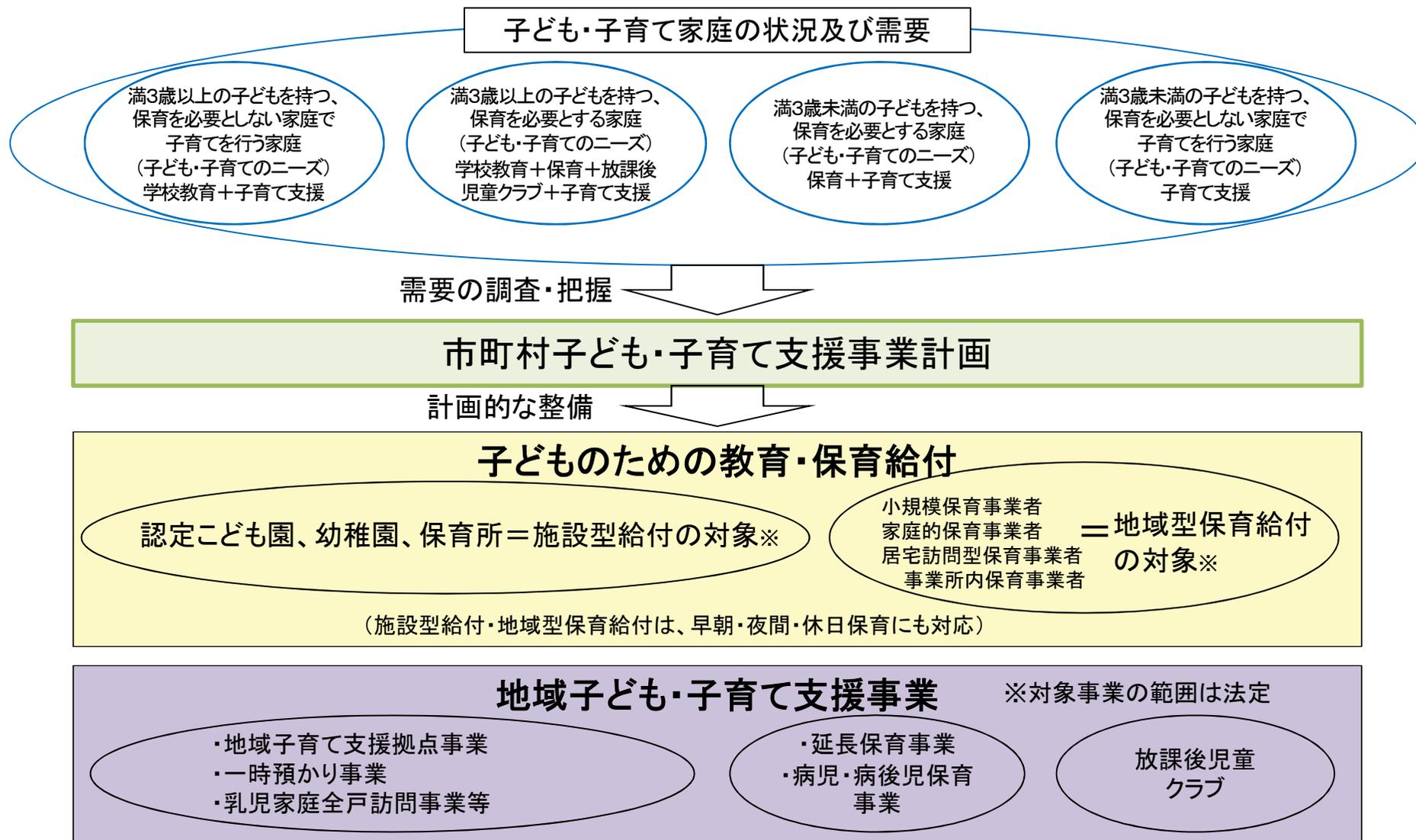
課題：都市部を中心に保育所に入れないう待機児童が存在する。一方で、子どもの減少による保育所の統廃合などで、遠くの施設の利用や、利用を断念する実態がある。(近くに保育の場がなくなった)

待機児童の解消のため、保育の受入人数を増やす 子どもが減少傾向にある地域の保育を支援する(保育の量的拡大)

☆地域のニーズを踏まえ、市町村が認定こども園、保育所などを計画的に整備する。また、少人数の子どもを預かる保育ママ(家庭的保育)や小規模保育などの地域型保育(地域型保育給付の創設)により、受け入れられる子どもの人数を増やして待機児童の解消を計画的に進める。

☆子どもが減少している地域において、地域型保育給付の創設による少人数保育の安定的な運営を支援し、身近な地域での保育機能を確保する。また、地域型保育の拠点は認定こども園などと連携して保育内容の充実を図るとともに、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどとの併設により、地域の多様な保育ニーズに対応する。

(3) 子ども・子育て支援事業計画の全体像



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

【市町村子ども・子育て支援事業計画 記載事項】

(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

必須記載事項	<ul style="list-style-type: none">● 区域の設定(第2項第1号)● 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期(第2項第1号)● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期(第2項第2号)● 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容(第2項第3号)
任意記載事項	<ul style="list-style-type: none">● 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保(第3項第1号)● 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携(第3項第2号)● 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携(第3項第3号)